

## 滋賀県自治振興交付金 提案事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 滋賀県自治振興交付金の提案事業に係る交付金の交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (提案事業の要件等)

第2条 提案事業の要件、提案事業に係る交付金の交付の対象となる経費、補助率等は別表のとおりとする。

### (交付申請書および添付書類)

第3条 規則第3条の交付申請書は自治振興交付金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 交付申請書には、事業実施計画書（様式第2号）を添付するものとする。

3 提案事業に係る交付金の交付を申請しようとする市町は、間接補助事業者が規則第4条第2項に該当しないことを確認するものとする。

### (交付申請の時期)

第4条 提案事業に係る交付金の交付を申請しようとする市町は、知事が定める日までに前条に定める交付申請書を知事に提出しなければならない。

### (提案事業の変更等の承認)

第5条 提案事業を行う市町は、提案事業に係る交付金の交付の決定を受けた後において、提案事業の内容を変更しようとするとき、または中止し、もしくは廃止しようとするときは、提案事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 提案事業を行う市町は、提案事業が予定の期間内に完了しない場合には、速やかにその理由および提案事業の進行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

### (実績報告)

第6条 規則第12条の実績報告書は自治振興交付金実績報告書（様式第4号）によるものとする。

2 実績報告書には、提案事業実績報告書（様式第5号）を添付するものとする。

3 実績報告書は、提案事業を完了した日から起算して1か月を超えない日または提案事業に係る交付金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出することとする。

### (財産の処分の制限)

第7条 提案事業により取得し、または効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、知事の承認を受けずに、提案事業に係る交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

(提案事業に係る交付金の帳簿等の保存年限)

第8条 提案事業を行う市町および間接補助事業を行う者は、提案事業に係る交付金の帳簿および証拠書類を、提案事業の完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

付則

この要綱は平成27年4月1日から施行し、平成27年度の提案事業に係る交付金から適用する。

付則

この要綱は平成29年4月1日から施行し、平成29年度の提案事業に係る交付金から適用する。

付則

この要綱は平成31年4月1日から施行し、平成31年度の提案事業に係る交付金から適用する。

付則

この要綱は令和3年4月1日から施行し、令和3年度の提案事業に係る交付金から適用する。

**自治振興交付金 提案事業実施要綱 別表**

事業名	交付金の対象となる経費	補助率	交付限度額
提案事業	<p>人口減少社会における課題へ対応するため単独の市町が取り組む事業(「単独事業」という。)または、複数の市町が連携して取り組む事業(「連携事業」という。)に要する経費</p>	<p>補助対象経費の1/2以内</p>	<p>【通常枠】 ・1市町あたり 100万円</p> <p>・2015年(国勢調査)と2040年(国立社会保障・人口問題研究所推計)の人口を比較し、1割以上減少している次の市町については、基本額に1市町あたり人口減少の率に応じた次の額を加算する。(「人口減少加算」という。)</p> <p>①減少率が1割以上3割未満の9市町:長浜市、近江八幡市、甲賀市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町 50万円</p> <p>②減少率が3割以上の2町:甲良町、多賀町 100万円</p> <p>・連携事業を実施する場合、交付限度額に1市町あたり50万円を加算する。</p> <p>【「外から移り住む」特別枠】 ・移住促進にかかる「新しい生活様式」等への対応を目指す事業を実施する場合 1市町あたり 100万円</p>

事業名	交付金の対象となる経費の内容等
提案事業	<p>(1) 通常枠の算入対象経費は、市町が作成する事業実施計画書に基づく経費で、かつ次のいずれかを目的とする事業に要する経費とする。 ア 若者がとどまる イ 外から移り住む ウ 子どもを育む</p> <p>(2) 「外から移り住む」特別枠の算入対象経費は、市町が作成する事業実施計画書に基づく経費で、かつ移住促進を目的として実施する「新しい生活様式」等への対応を目指す事業全般に要する経費とする。</p> <p>(3) 次に掲げる経費は、対象としない。 ア 常勤職員の人件費 イ 食糧費 ウ 県補助事業(県補助事業の上乗せ事業や、他に受けられる県補助金が存在している場合も交付対象外) エ 法令等に基づき市町負担が義務付けられている経費や負担割合が定められている経費</p>